

# 泉崎村公共施設等総合管理計画

平成 27 年度～令和 16 年度

( 概要版 )



福島県 泉崎村

平成 28 年 3 月  
(令和 4 年 3 月改訂)

# 計画策定の目的等

## ■ 目的 ■

地方公共団体において厳しい財政状況が続く中、現在、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。また、今後は人口減少と少子高齢化による公共施設等の利用需要の変化が予想されることから、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視野に立って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要です。

泉崎村（以下、「本村」）では、公共施設等の老朽化の状況や、今後の人口・財政状況等の見通しについて把握・分析を行い、本村における公共施設等の現状と課題を整理して、平成28年3月に「泉崎村公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」）を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針をとりまとめました。

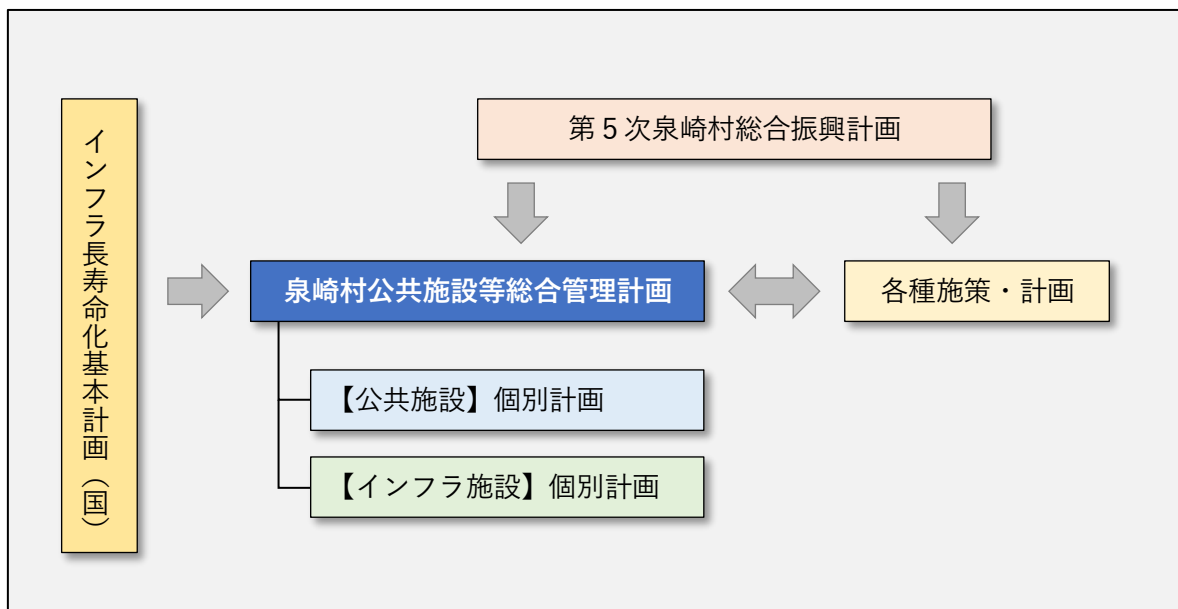
今回、国から公共施設等総合管理計画の見直し・充実の要請を受け、令和2年度までに一部の公共施設等で策定した個別施設計画及び長寿命化計画等を反映して、本計画の改訂を行いました。

## ■ 計画の位置づけ ■

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画にあたるもので、本村が保有する個々の公共施設等の個別計画の上位計画として位置づけられ、今後の公共施設等の管理に関する基本方針として作成するものです。

また、本計画は、「第5次泉崎村総合振興計画」のもと、各種の施策・計画等と整合を図りながら、公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な内容とします。

図1 計画の位置づけ



## ■ 計画期間 ■

本計画は、平成27年度から令和16年度までの20年間を計画期間とします。

ただし、制度改正や財政状況・地域環境の変化、取組の進捗状況等を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直し、取組を継続・発展させることとします。

# 公共施設の現状

本村では、全国の地方公共団体と同様に、高度経済成長期以降における人口増加や村民生活の向上に対応するために、主に昭和 50 年代から公共施設等の整備が進められてきました。

**58 施設 (86 棟) ・延床面積 約 4.6 万㎡**

本村が保有する建物系公共施設は、58 施設 (86 棟) あり、総延床面積は約 4.6 万㎡となります。

**築 30 年以上の施設は全体の 65.0%**

本村が保有する建物系公共施設のうち、大規模改修が必要な目安とされる築 30 年以上経過する施設は、全体の 65.0%を占めています。今後、施設の老朽化が進み、その修繕や維持管理の経費がますます増加することが予想されます。

**学校教育系施設が全体の 34.4%**

延床面積では、小学校・中学校等の学校教育系施設が全体の 34.4%を占めています。

**今後、多額の改修・更新費用が必要**

公共施設の大規模改修・建替えだけでなく、道路・橋梁・上水道施設・下水道施設などのインフラ施設の更新にも多額の費用が必要となり、全ての公共施設等を維持していくためには、財政面で大きな負担がかかることが想定されます。

図 2 施設分類別延床面積割合

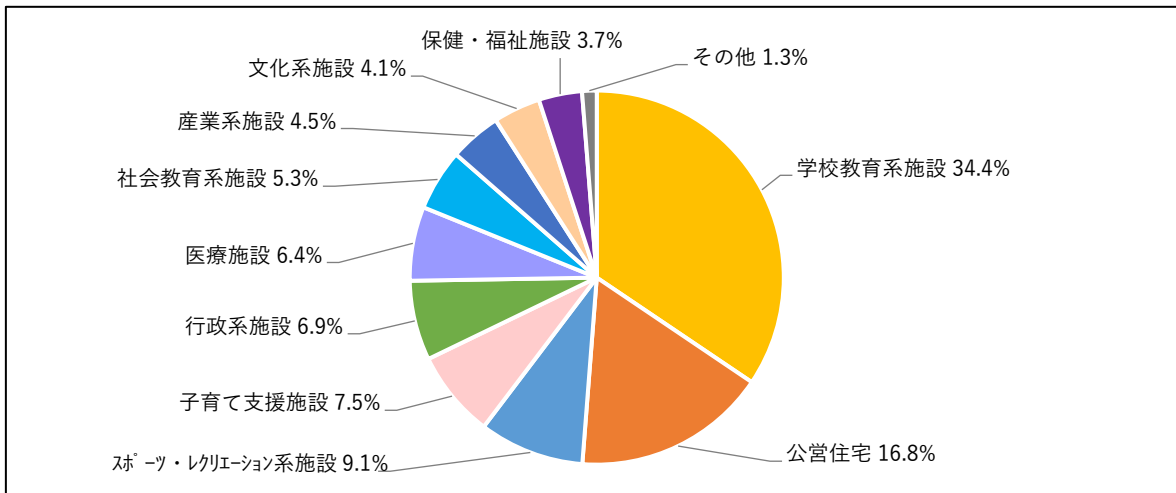
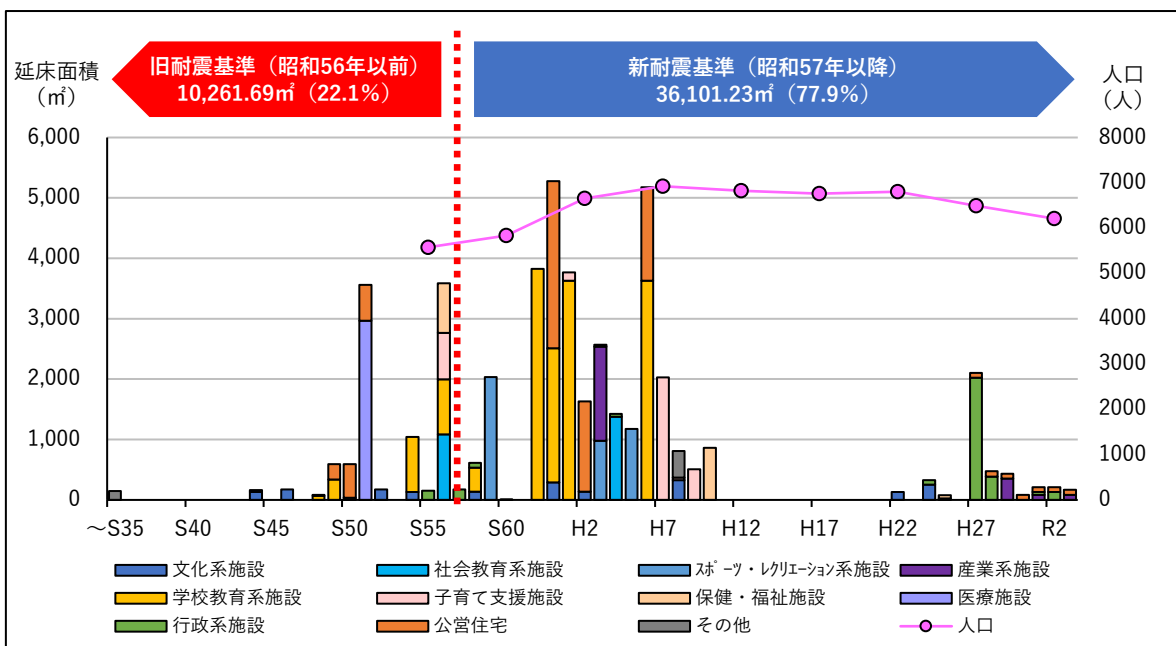


図 3 建築年度別延床面積



# 将来見通し・公共施設の適正維持に関する課題

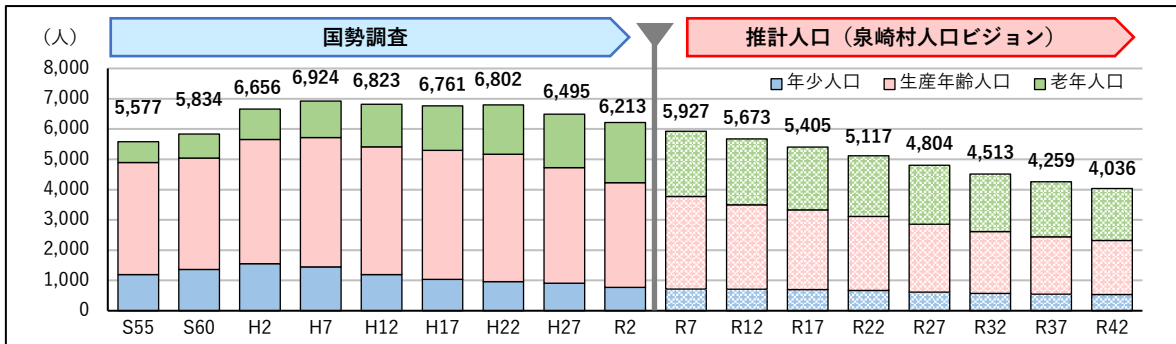
## 将来の人口は減少・少子高齢化がさらに進行

本村の人口は、平成7年頃までは年々人口が増加し、その後ほぼ横ばいで推移していましたが、東日本大震災を機に減少傾向に転じ、令和2年国勢調査では、総人口は6,213人となっています。

本村の将来人口について、「泉崎村人口ビジョン」（平成28年2月）では、少子化問題への長期的視点による取組や若者を中心とした転入促進・転出抑制などに努めることにより、令和42年において4,000人程度の人口規模を目指すことを目標としています。

人口構成の変化や住民ニーズの変化に応じた公共施設のあり方を検討していく必要があります。

図4 人口の推移と将来推計



## 公共施設等の更新経費・維持管理経費の縮減が必要

本村の歳入・歳出の推移をみると、東日本大震災以後、除染事業に対する県補助金等により歳入・歳出規模が大幅に増加してきましたが、平成28年度以降は除染事業等の進捗に応じて歳入・歳出も減少しています。

また、東日本大震災の復旧・復興事業経費等を除いた歳入・歳出でみると、概ね横ばいに推移しており、今後、公共施設等の老朽化の進行に伴い、施設の更新・改修等に必要となる経費が増加していくことが予測されるため、長期的な視点に立って公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、維持管理経費の縮減に努めていく必要があります。

図5 歳入の推移

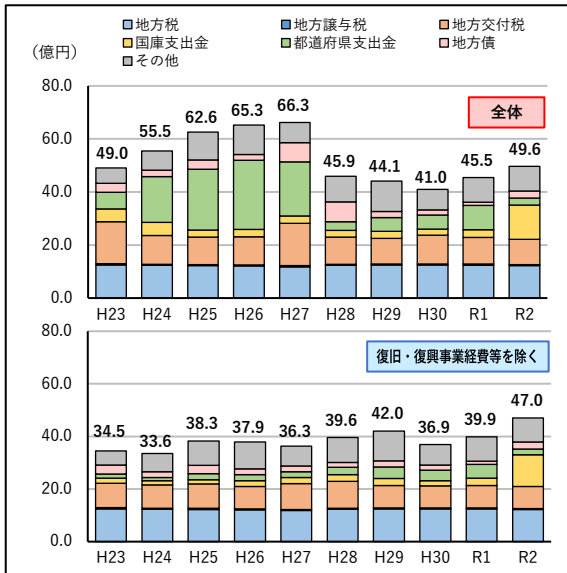
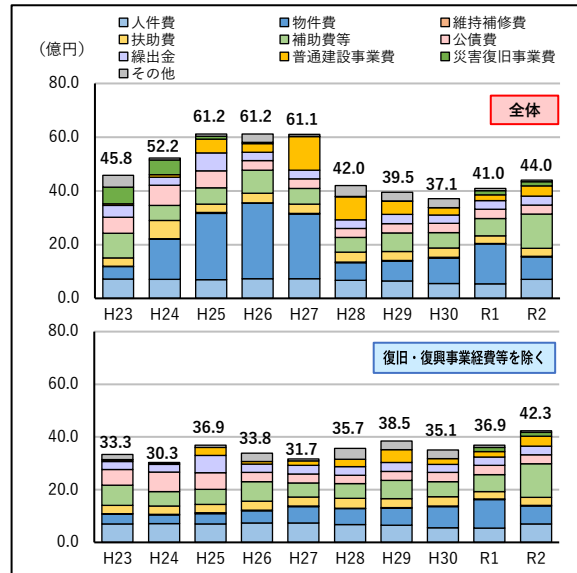


図6 歳出の推移



## 公共施設等の更新費用の見込み

公共施設等を耐用年数経過時に現在と同じ規模で建替え・更新（単純更新）した場合には、今後40年間で約491.7億円（年平均約12.3億円）が必要な試算結果ですが、施設ごとに長寿命化等の対策を行った場合には、40年間で約407.7億円（年平均約10.2億円）の試算結果となり、約84.0億円（約17.1%）の費用縮減が図れる見込みとなります。

図7 更新費用試算結果：耐用年数経過時に単純更新した場合

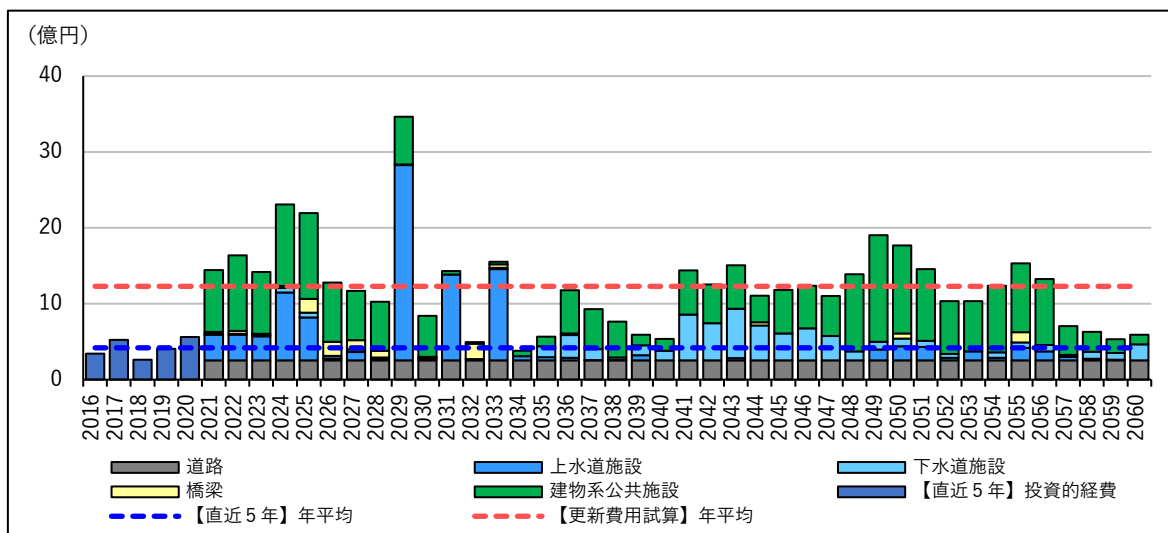


図8 更新費用試算結果：長寿命化等の対策を行った場合

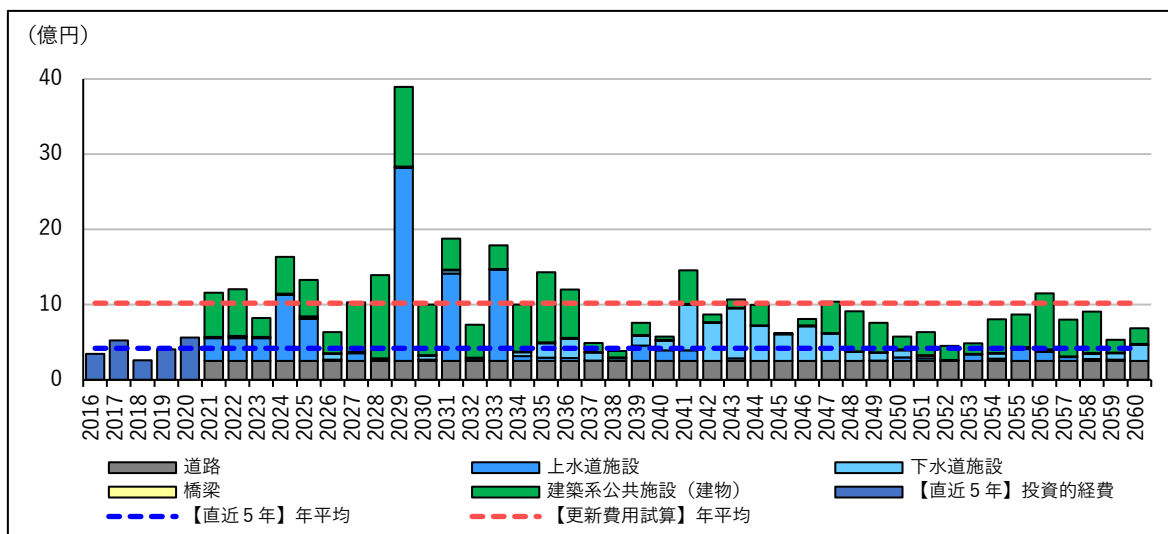


表1 対策の効果額

施設類型	更新費用試算額 (単純更新)		更新費用試算額 (長寿命化対策等)		縮減額	
	40年間	年平均	40年間	年平均	40年間	縮減率
建物系公共施設	234.1億円	5.9億円	162.2億円	4.1億円	72.0億円	▲ 30.7%
インフラ系公共施設	257.6億円	6.4億円	245.6億円	6.1億円	12.0億円	▲ 4.7%
道路・橋りょう	113.7億円	2.8億円	105.6億円	2.6億円	8.2億円	▲ 7.2%
上水道施設	88.3億円	2.2億円	86.4億円	2.2億円	1.9億円	▲ 2.2%
下水道施設	55.5億円	1.4億円	53.6億円	1.3億円	1.9億円	▲ 3.5%
公共施設等全体	491.7億円	12.3億円	407.7億円	10.2億円	84.0億円	▲ 17.1%

※表示単位の端数処理の関係上、合計が一致しない場合があります。

# 公共施設等の管理に関する考え方・基本方針

## 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### ① 建物系公共施設

- 人口減少や人口構造の変化を踏まえ、必要な行政サービス水準を考慮しつつ、除却や統廃合・複合化を行い、建物系公共施設全体として延床面積の縮減に努めます。
- 新規の施設整備においては、複合化もしくは統廃合を原則とし、単独施設の新規整備は特段の理由がない限り行いません。
- 今後の更新費用の推計を踏まえ、重大な毀損などが発生する前に修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることで施設のライフサイクルコストを縮減します。
- 建設から一定期間を経過した施設は適宜点検を実施し、長期の活用が見込まれない場合には、積極的に貸付、売却を進めます。ただし、貸付、売却が見込まれない場合は、周辺環境や治安に悪影響を与えないように、速やかに取り壊しを行います。

### ② インフラ系公共施設

- 保有するインフラ施設は、原則として現状のキャパシティ（行政サービス提供能力）を維持するため、平米数や面積などを維持するように更新を行います。ただし、将来的に人口減少や人口構造の変化が見込まれるため、保有するインフラ施設の利用状況に応じて、施設の廃止・縮小を検討します。
- 今後の更新費用の推計を踏まえ、重大な毀損などが発生する前に修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることで施設のライフサイクルコストを縮減します。
- インフラ施設の持つ役割や機能、住民からの要請、修繕費用もしくは更新費用など、総合的な検討を行い、更新の実施時期や最適な対策方法を決定するとともに、優先順位を考慮しながら適正な維持管理を行います。
- 上水道、下水道（農業集落排水）については、事業の性質から独立採算を原則とする会計として、人口の推移や需要の変化、経済状況などに応じて柔軟に経営する必要があるため、すでに策定されている計画を基本としながらも、本計画との整合性を図ります。

## 公共施設の管理に関する具体的な方策

### (1) 点検・診断等の実施方針

#### ① 建物系公共施設

- 耐震診断が未実施の施設については速やかに耐震診断を実施し、耐震性を有する建築物かどうかの把握に努めます。
- 日常的な点検活動や定期的な点検・診断等を適切に実施していくとともに、点検・診断等の実施結果の情報を記録・蓄積することで次期点検・診断等に活用し、将来の計画的な維持管理の実現に努めます。

#### ② インフラ系公共施設

- 施設の性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。
- 点検・診断により得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断等に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組みます。

### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

#### ① 建物系公共施設

- 維持管理及び修繕を計画的・効率的に行うことにより、維持管理・修繕費の削減を図ります。
- 点検・修繕、小規模改修等による予防保全を重視しながら、建物の長寿命化に努め、建替え等に係る負担の軽減を図ります。
- 民間事業者や地域住民との連携も視野に入れながら、効率的な施設の運営や行政サービスの維持・向上を図ります。
- 施設の更新にあたっては、人口の動向や住民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正な規模を想定したうえで機能の複合化や減築を検討し、効率的な施設の配置を目指します。
- 省エネ対策機器の導入等、トータルコストの縮減に努めます。

## ② インフラ系公共施設

- 費用体効果や経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施します。
- 施設の整備や更新にあたっては、各個別計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

### (3) 安全確保の実施方針

#### ① 建物系公共施設

- 日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。
- 災害時に避難所等となる防災機能を有する公共施設は、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら、計画的に改善・更新するほか、機能の維持、安全性の確保を図ります。
- 老朽化により供用廃止（予定含む）の施設や、今後とも利用の見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、施設の解体・除却など、安全性の確保を図ります。

#### ② インフラ系公共施設

- 点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ資産の安全性の確保に努めます。

### (4) 耐震化の実施方針

#### ① 建物系公共施設

- 耐震性がない公共施設等は、災害拠点かどうか、多数の住民の利用がある公共施設等かどうかなどの視点から、優先順位を定めて順次耐震改修または統廃合していくものとし、未だ耐震診断を行っていない公共施設等は今後早急に行うよう努めます。ただし、未使用施設は対象から除外します。

#### ② インフラ系公共施設

- 各施設の特性や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。

### (5) 長寿命化の実施方針

#### ① 建物系公共施設

- 長寿命化を実施することによりライフサイクルコストの縮減を見込むことができる施設を対象とし、定期的な大規模改修を実施することで建築後 80 年間使用していくことを目指します。
- 該当する施設は、定期点検や予防保全の結果を踏まえて計画的な改修を実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。
- これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。
- 策定済みの各個別施設計画（長寿命化計画）の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。

#### ② インフラ系公共施設

- 今後の財政状況や社会情勢等を踏まえ、予防保全によって、致命的な大きな損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図ります。
- 既に長寿命化計画を策定済である橋梁等については、長寿命化計画の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。

### (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

#### ① 建物系公共施設

- 施設の利用ニーズの多様化に対応するため、今後、公共施設等の改修・更新を行う際には、誰もが安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるようにユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

## (7) 複合化・集約化や廃止の推進方針

<b>① 建物系公共施設</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>必要なサービス水準を保ちつつ、以下のような複合化・集約化や廃止を推進します。</li><li>施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用、代替サービスの検討などにより、施設の複合化・集約化や廃止を進めます。</li><li>施設総量（面積）のコンパクト化を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。</li><li>現在利用していない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、施設の利用状況、運営状況等を踏まえつつ、人口構成の変動や財政状況を考慮して、保有の必要性を検討し、保有総量の縮減を図ります。</li></ul>
<b>② インフラ系公共施設</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>今後の社会・経済情勢の変化や住民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。</li></ul>

## (8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

<b>① 村民との情報共有と協働体制の構築</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>公共施設等の総合的な管理の推進のためには、村民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れた検討を伴うことから、村民に理解していただくことが重要です。</li><li>広報誌やホームページ等を活用して、計画の進捗状況の報告や広報、公共施設の利活用に関する情報や課題の共有を推進します。</li><li>村民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、村民との協働による公共施設の維持管理のあり方について検討します。</li></ul>
<b>② 職員の意識向上</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>職員一人一人が公共施設等のマネジメント推進の意義を理解し、意識を持って取り組むことにより住民サービスの向上を図ります。</li></ul>
<b>③ 民間活力の活用体制の構築</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>公共施設等の総合的な管理を推進する上で、「運営経費の適正化」、「村民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが重要です。</li><li>現在も一部施設で指定管理者制度、管理委託制度を導入していますが、今後は新たに PPP（公民連携によるサービスの提供）や PFI（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う）の導入の検討を図り、民間企業の資金や手法を活用し、事業の効率化や村民サービスの充実を図るための体制の構築を目指します。</li></ul>

## ■ フォローアップの実施方針 ■

本計画は、実行性を確保するため、PDCA サイクルを活用して、継続的な取組を行い、今後の財政状況や環境の変化に応じて、適宜見直しを行います。

また、公共施設等の適正配置の検討にあたっては、行政経営改革の推進体制を通じて、庁内で計画の推進を図るとともに、議会や住民の方に対し随時情報提供を行い、村全体で意識の共有化を図ります。

### 泉崎村 総務課

〒969-0196 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸 145 番地  
TEL : 0248-53-2111 (代表) FAX : 0248-53-2958